概要版

第3期甲州市 子ども·子育て支援事業計画

令和7年度~令和11年度





令和7年3月 甲州市

1 計画策定の背景・趣旨

我が国のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行により、 子育て環境は変化し、こどもたちや子育て当事者のニーズが多様化しています。また、児 童虐待やひきこもり、子育て家庭の孤立などの問題も顕在化しています。

このような状況に対応するために、国では令和5年4月に「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足しました。また、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、こどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。本市においても、少子高齢化や核家族化をはじめ、子育てを行う環境が大きく変化してきている中で、こどもを産み育てやすい環境の整備とともに、こどもの成長に応じ、様々なステージにおける子育て支援を充実させることで、次代の社会を担う、こどもの健全な育成を図るとともに、賑わいのある活力に満ちたまちづくりを進めてきています。

これらの社会情勢や国の動向、本市の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、「第2期甲州市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、子ども・子育て支援 法に基づいた、「第3期甲州市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や、さまざまな状況の変化に合わせ、必要に応じて見直し を行います。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、本計画は、市政の最上位計画である「甲州市総合計画」を補完する個別計画として策定し、甲州市地域福祉計画を上位計画とします。策定に当たっては、国が示す「こども大綱」や関連する法律、山梨県が策定する「山梨県こども計画」、市の各種計画等との整合・連携を図っていきます。

4 甲州市の現状

(1)年齢3区分人口、年少人口割合の推移

本市の人口は減少傾向で推移しており、令和2年の人口は29,237人となっています。 また、0歳-14歳の年少人口についても減少傾向で推移しています。

(2) 合計特殊出生率と自然動態

本市の出生数は、平成20年から令和4年までの期間は、ほぼ横ばいで推移しています。 また、合計特殊出生率は令和4年時点で1.36となっており、県より低いが全国より高い水 準となっています。

5 | ニーズ調査からみた甲州市の現状と課題

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果

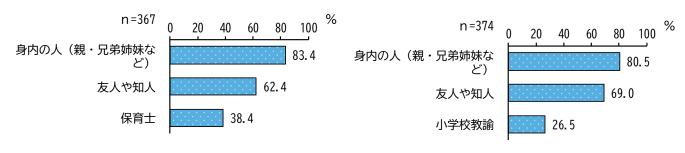
① 子育てについて気軽に相談できる相手・場所(上位3位)

未就学児童保護者では、「身内の人(親・兄弟姉妹など)」の割合が83.4%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が62.4%、「保育士」の割合が38.4%となっています。

小学生保護者では、「身内の人(親・兄弟姉妹など)」の割合が80.5%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が69.0%、「小学校教諭」の割合が26.5%となっています。

【未就学児童 保護者】

【小学生 保護者】



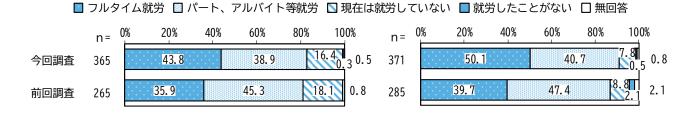
② 母親の就労状況

母親のフルタイム就労が、前回調査(平成31年1月)と比較して、未就学児童保護者においては7.9ポイント、小学生保護者においては10.4ポイント増加しています。一方でパートタイム、アルバイト等就労の割合は減少しており、全体として母親の就労時間が長いものになっています。

※ ここでのフルタイム就労とは、雇用条件ではなく、週5日・1日8時間程度の就労のこと。

【未就学児童 保護者】

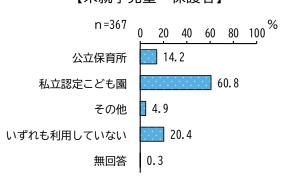
【小学生 保護者】



③ 平日の教育・保育施設などの利用状況

現在の利用状況は、「私立認定こども園」の割合が60.8%と最も高くなっています。

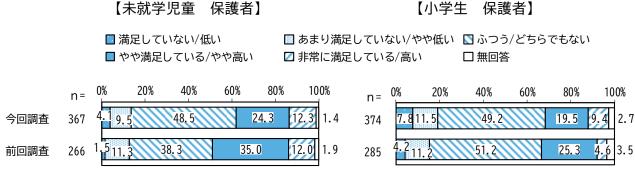
【未就学児童 保護者】



④ 甲州市の子育で環境や支援の満足度

未就学児童保護者においては、「やや満足している」が減少し、「ふつう」が増加しています。前回調査と比較すると、満足度(「やや満足している」と「非常に満足している」の合計)は、減少しています。

小学生保護者においては、「非常に満足している」がやや増加しています。前回調査(平成31年1月)と比較すると、満足度に大きな違いはありません。



※ 前回調査では、選択肢を「低い」「やや低い」「どちらでもない」「やや高い」「高い」で実施しており、相当する選択肢と比較しています。

(2) ニーズ調査等からみた新たな課題

課題① 教育・保育サービスの充実

ニーズ調査では、母親の就労状況をみると、未就学児童保護者、小学生保護者ともに、前回調査に比べ、「フルタイム就労」の割合が高くなっています。また、平日の教育・保育施設の利用状況をみると、未就学児童の約8割が公立保育所や私立認定こども園を利用しています。

多様化する就労形態や就労時間の変化の中で、保護者の教育・保育事業のニーズを的確 に把握していくとともに、そのニーズに対応していくことが必要です。

課題② 育てやすさを感じられるよう保護者に寄り添う支援

ニーズ調査では、子育てについて気軽に相談できる相手や場所の有無についてみると、 身内の人や友人・知人の割合が高くなっています。一方で、自治体の子育て担当窓口や保 健所・保健センターなどの割合が低くなっており、若干ではありますが、相談相手がいな いと回答された保護者もいます。

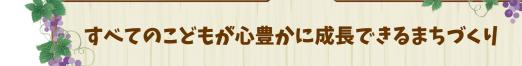
保護者が抱えている不安等を解消し、育てやすい環境を整えるため、相談しやすい体制 の構築が必要です。

課題③ 子育てしやすい環境の整備

ニーズ調査では、未就学児童保護者において子育て環境や支援の満足度が前回調査に比 ベ減少しています。

不安定な社会情勢の中、こどもを持つことへの不安を抱く人が増えている中で、妊娠期から学齢期までの切れ目のない支援を進めていき、子育てしやすい環境を整備していくこと、地域社会全体がこどもと子育て家庭に寄り添い、支えられる体制を構築していくことが必要です。

6 基本理念



「こども基本法」において、こども自身が、年齢及び発達の程度に応じた意見を表明し、個人として尊重され、最善の利益が優先して考慮されること、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備することが、求められています。

このことを踏まえ、こどもたちが、心豊かに育ち、将来の社会をつくりあげる原動力と なるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努め、事業の 充実を図ることにより、全てのこどもが健やかに成長できる子育て環境を整えていきます。

第3期甲州市子ども・子育て支援事業計画における基本 理念は、『すべてのこどもが心豊かに成長できるまちづく り』とします。



7 基本方針

基本理念を実現するために、次の基本方針に基づき取り組んでいきます。

子ども・子育て支援事業の推進

(1) こどもの健やかな成長を支える環境づくり

こどもは、未来を担う存在です。こども一人ひとりが可能性を伸ばしながら成長できるよう、母子保健や教育・保育サービスの充実、学び・体験の機会の提供など、妊娠・出産から保育所等に入所するまでの期間や保育所等を卒園して小学校に入学した学齢期に至るまで、ライフステージの各段階に応じて、こどもの発達段階の特性を踏まえ、切れ目のない支援に取り組み、こどもの健やかな成長を支えます。

(2) 安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

保護者が抱えている不安等を解消し、育てやすい環境を整えるため「こども家庭センター」を核としながら、児童福祉と母子保健それぞれの機能を連携強化し、妊娠期からすべての妊産婦とこども、保護者を包括的に支援していきます。

(3) 子育てを地域で見守り、支援する環境づくり

子育ての第一義的な責任は父母等の保護者であると同時に、時代を担うこどもたちの育成は、社会全体の責務であり、こどもと保護者を地域全体、また社会全体で支えていくことが重要になってきます。地域社会における子育ての意義の理解が一層進み、地域社会全体がこどもと子育て家庭に寄り添い、支える体制づくりを進めていきます。

本市におけるこども施策の体系

【基本理念】

【基本方針】

【主な取り組み内容】

すべてのこどもが心豊かに成長できるまちづくり

(1)教育・保育

- ① 幼稚園利用(1号)
- ② 保育所利用(2、3号)

(2)地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 時間外保育事業(延長保育)
- ③ 放課後児童健全育成事業(児童クラブ事業)
- ④ 子育て短期支援事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 地域子育て支援拠点事業
- ⑦ 一時預かり事業
- ⑧ 病児・病後児保育事業
- 9 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑩ 妊婦健診事業
- ① 産後ケア事業
- ⑫ 妊婦等包括相談支援事業
- ③ 養育支援訪問事業
- ⑭ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑤ 児童育成支援拠点事業
- ⑩ 親子関係形成支援事業
- ① 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- ⑱ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑨ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

子ども・子育て支援事業の推進

9 子ども・子育て支援事業の推進

(1) 基本的な考え方

子ども・子育て支援法で規定された保育所、幼稚園などの教育・保育、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業、時間外保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などの地域子ども・子育て支援事業は、この計画の基本理念を実現するための中心的な取り組みとなります。

(2)教育・保育の量の見込み

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下の通りです。

単位:人

		1号	2号	3号		
		3歳以上 (幼稚園・こども園)	3歳以上 (保育所・こども園)	0歳1・2歳(保育所・こども園)(保育所・こども園		
令和7年度	量の見込み	95	332	66	251	
	確保の方策	113	540	66	271	
令和8年度	量の見込み	91	320	63	240	
	確保の方策	113	540	63	274	
令和9年度	量の見込み	88	307	61	231	
	確保の方策	113	540	61	276	
令和 10 年度	量の見込み	85	295	59	223	
	確保の方策	113	540	59	278	
令和 11 年度	量の見込み	81	285	56	216	
	確保の方策	113	540	57	280	

【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望しているこども	幼稚園・認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こ ども園での保育を希望しているこども	保育所・認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こ ども園等での保育を希望しているこども(以下、3号(0歳)・ 3号(1・2歳)と表記)	保育所・認定こども園 地域型保育事業

(3) 地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業の概要	令和 11 年	度
利用者支援事業 (か所)	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を利用できるよう う、相談や情報提供、助言等行うとともに、関係機関との連	量の見込み	1
	格調整、連携・協働の体制づくりを行う事業です。	確保の方策	1
時間外保育事業	通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育 所等で保育を実施する事業です。	量の見込み	179
(人)		確保の方策	179
放課後児童健全育 成事業(人)	授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の	量の見込み	466
	場を提供し、その健全な育成を図る事業です。	確保の方策	535
子育て短期支援事	家庭において養育することが困難となった場合に、児童養護	量の見込み	3
業(人)	施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。	確保の方策	3
乳児家庭全戸訪問 事業(家庭)	助産師・保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育 て支援に関する情報を提供するとともに、適切なサービス提	量の見込み	102
	供に結びつけるための事業です。	確保の方策	102
地域子育て支援拠	乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。	量の見込み	14, 363
点事業(延べ人)		確保の方策	22, 100

事業名		事業の概要	令和 11 年度	
一時預	① 預 か り 保 育・定期的利	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳 - 幼児について、保育所、認定こども園、その他の場所で一時 的に預り、必要な保護を行う事業です。	量の見込み	3, 114
	用(延べ人)		確保の方策	3, 114
かりま	②その他定 期的な利用		量の見込み	1,504
事業	期的な利用 (延べ人)		確保の方策	1,504
	・病後保育	病院や保育所等に敷設された専用スペース等において、看護	量の見込み	625
事 亲	(延べ人)	師等が一時的に保育等を行う事業です。	確保の方策	625
援子	未就学児	地域で子育てを支援するため、児童の預かり等の援助を希望 する依頼会員と、援助を行うことを希望する協力会員との相	量の見込み	237
援事業(な	低学年		量の見込み	248
延助	高学年	互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。	量の見込み	429
(ベス) 支			確保の方策	914
九九九章	が担偽シ事業 (件)	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、①健 康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行うとともに、妊	量の見込み	1, 428
妊婦健診事業(件)		振期間中の必要に応じた医学的検査を実施する事業です。 「最初では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	確保の方策	1,428
産後ケア事業(泊)		心身のケアや育児サポート等を行い、産後の不安や負担感を	量の見込み	31
		軽減することを目的に実施する宿泊型の事業です。	確保の方策	31
	等包括相談支	出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報提	量の見込み	306
援事	業(回)	供を行う事業です。	確保の方策	306
養育支援訪問事業 (人)		養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助 言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保	量の見込み	1
		する事業です。	確保の方策	1
子育て世帯訪問支		不安や負担を抱える家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、不 安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施	量の見込み	3
援事業(人)	することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高 まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。	確保の方策	3	
			量の見込み 〈必要受入時間数〉	290
乳児等通園支援事 業(こども誰でも 通園制度)	現行の幼児教育・保育給付に加え、月ごとに一定時間までの 利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で 柔軟に利用できる新たな通園制度です。	確保の方策 〈必要受入時間数〉	290	
		量の見込み 〈必要定員数〉	29	
		確保の方策 〈必要定員数〉	29	

10 計画の推進

(1)計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域社会を構成する子ども・子育て支援事業者、学校など 様々な団体・機関との連携を図りつつ、市民の意見を取り入れながら、子育て支援の推進 を図ります。

(2) 進捗状況の管理

本計画の実現に向けては、PDCAサイクルに基づいて、計画の実施状況について点検・ 評価を行い、必要性に応じて、計画の改善や見直しなどの措置を講じていくこととします。

第3期甲州市子ども・子育て支援事業計画(概要版) 令和7年3月

発行:甲州市

編集: 甲州市 子育て支援課〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曽 1085-1 TEL 0553-32-5081 FAX 0553-32-5079